

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県公務員宿舎規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の休止の届出 (")	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定の辞退の届出 (")	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (")	3
○特定計量器の定期検査の実施 (2件) (工業振興課)	3
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (2件) (治山林道課)	5
○基本測量の終了の通知 (用地対策課)	6
○公共測量の実施の通知 (2件) (")	6
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	6
○道路の供用開始 (2件) (")	6
◎告示 (海岸保全区域の指定) の一部改正 (2件) (港湾・海岸課)	7
正 誤	
◎正誤 (平28・10・25付け 目次ほか)	9

規 則

高知県公務員宿舎規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第5号

高知県公務員宿舎規則の一部を改正する規則

高知県公務員宿舎規則 (昭和32年高知県規則第20号) の一部を次のように改正する。
別表第1の1の(1)の表中

386円	483円	584円	720円	878円	386円	483円	584円	720円	878円
351円	439円	534円	660円	802円	368円	461円	558円	689円	839円
268円	345円	447円	533円	682円	354円	444円	538円	665円	809円
207円	268円	360円	428円	548円	287円	361円	439円	543円	660円
137円	172円	245円	293円	362円	260円	326円	400円	493円	601円
90円	122円	175円	198円	267円	235円	295円	363円	448円	545円
78円	83円	108円	118円	163円	211円	266円	328円	405円	493円
78円	83円	108円	118円	163円	189円	238円	294円	363円	443円
78円	83円	108円	118円	163円	167円	212円	262円	324円	394円
78円	83円	108円	118円	163円	147円	187円	232円	287円	350円
78円	83円	108円	118円	163円	132円	174円	218円	270円	329円

を

414円	518円	622円	777円	932円	414円	518円	622円	777円	932円
414円	518円	622円	777円	932円	414円	518円	622円	777円	932円
322円	414円	536円	640円	818円	414円	518円	622円	777円	932円
248円	322円	432円	514円	658円	331円	414円	497円	621円	744円
164円	206円	294円	352円	434円	303円	379円	456円	569円	683円

108円	146円	210円	238円	320円	276円	345円	415円	518円	621円
94円	100円	130円	142円	196円	248円	311円	374円	467円	560円
94円	100円	130円	142円	196円	221円	277円	333円	415円	498円
94円	100円	130円	142円	196円	194円	243円	292円	364円	436円
94円	100円	130円	142円	196円	166円	209円	251円	313円	375円
94円	100円	130円	142円	196円	158円	209円	251円	313円	375円

に改め、同表の1の(2)の表中

「

371円	465円	561円	692円	844円	371円	465円	561円	692円	844円
269円	338円	428円	511円	651円	331円	416円	517円	617円	785円
193円	248円	321円	384円	490円	279円	354円	445円	530円	675円
149円	193円	259円	308円	394円	238円	305円	389円	463円	590円
98円	123円	176円	211円	260円	207円	265円	344円	410円	523円
65円	87円	126円	142円	192円	183円	235円	309円	369円	471円
56円	60円	78円	85円	117円	163円	211円	282円	337円	430円
56円	60円	78円	85円	117円	149円	193円	260円	312円	398円
56円	60円	78円	85円	117円	137円	178円	240円	291円	361円
56円	60円	78円	85円	117円	129円	168円	210円	259円	316円
56円	60円	78円	85円	117円	94円	126円	183円	221円	283円

」

を「

392円	490円	588円	735円	882円	392円	490円	588円	735円	882円
291円	366円	464円	553円	705円	358円	451円	560円	668円	850円
209円	269円	348円	416円	531円	302円	383円	482円	574円	731円
161円	209円	280円	334円	427円	258円	330円	421円	501円	639円

106円	133円	191円	228円	282円	224円	287円	373円	444円	566円
70円	94円	136円	154円	208円	198円	254円	335円	400円	510円
61円	65円	84円	92円	127円	176円	228円	305円	365円	466円
61円	65円	84円	92円	127円	161円	209円	282円	338円	431円
61円	65円	84円	92円	127円	148円	193円	258円	315円	386円
61円	65円	84円	92円	127円	140円	181円	217円	271円	325円
61円	65円	84円	92円	127円	102円	136円	198円	239円	306円

に改める。

別表第2の1の表中「468円」を「536円」に、「275円」を「316円」に改め、同表の2の表中「427円」を「475円」に、「239円」を「262円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成32年3月31日までの間における私邸及び有料宿舎の住宅の使用料の月額、この規則による改正後の高知県公務員宿舎規則（以下「新規則」という。）第7条の規定による算定方法により算出した住宅の使用料の月額がこの規則による改正前の高知県公務員宿舎規則第7条の規定による算定方法により算出した住宅の使用料の月額（以下「旧月額」という。）を超えることとなる場合は、新規則第7条の規定にかかわらず、旧月額に当該超える額の2分の1に相当する額を加えて得た額又は旧月額に3,000円を加えて得た額のいずれか低い額とする。

告 示

高知県告示第73号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成31年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
四万十市急患センター 四万十市中村東町一丁目1番27号 平28・3・31
パルス薬局 香南市野市町西野2637-1 平30・9・30
徳永薬局 安芸郡奈半利町乙1678 〃・10・31

高知県告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

平成31年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 休止年月日
十市薬局 南国市十市1965 平29・8・1
訪問看護ステーション虹心 Y.M.マンション203号 平30・10・1

高知県告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第15条並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第1項及び生活保護法施行規則第15条の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退について次のとおり届出があった。

平成31年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 辞退年月日
西田順天堂薬局 安芸市矢ノ丸三丁目3番1号 平30・12・28
あき店 〃 〃 〃
西田順天堂薬局 香南市野市町西野1944-1 〃 〃 〃
野市店 〃 〃 〃

高知県告示第76号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

平成31年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成30年7月1日	医療法人社団若舩高岡郡越知町越知甲1662番地	北島病院 高岡郡越知町越知甲1662番地 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
平成30年10月19日	有限会社西田順天堂薬局 南国市大埴甲1705	西田順天堂薬局中町店 南国市駅前町三丁目1-39 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

高知県告示第77号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成31年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
宿毛市	平成31年4月22日	午後2時から午後4時まで	小筑紫基幹集落センター
〃	平成31年4月23日	午前9時30分から午前11時45分まで及び午後1時から	宿毛市総合運動公園体育館

		午後3時30分まで	
〃	平成31年4月24日	午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時30分まで	宿毛市役所
〃	平成31年4月25日	午前9時から正午まで	片島公民館
〃	〃	午後3時40分から午後4時10分まで	すくも湾漁業協同組合沖の島支所
〃	〃	午後4時40分から午後5時まで	すくも湾漁業協同組合弘瀬出張所
黒潮町	平成31年5月13日	午前11時から午前11時45分まで及び午後1時から午後4時まで	黒潮町役場佐賀支所
〃	平成31年5月14日	午前9時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後4時まで	黒潮町役場本庁
三原村	平成31年5月15日	午前9時30分から午前11時	三原村農業構造改善センター
大月町	平成31年5月15日	午後2時から午後3時30分まで	すくも湾漁業協同組合柏島支所
〃	平成31年5月16日	午前9時から正午まで	大月町役場
土佐清水市	平成31年5月27日	午後1時から午後2時30分まで	土佐清水市下ノ加江市民センター
〃	〃	午後3時30分から午後4時30分まで	以布利漁民センター
〃	平成31年5月28日	午前10時から午前11時まで	足摺岬区長場
〃	〃	午後1時から午後	窪津区長場

	月5日	まで	施設
〃	〃	午後1時30分から 午後3時まで	仁淀川町役場
いの町	平成31年9月10日	午前11時から午前11時45分まで及び 午後1時から午後2時30分まで	いの町本川総合支所
〃	平成31年9月11日	午前11時から午前12時まで	すぱーく吾北
〃	〃	午後1時30分から午後3時まで	吾北中央公民館
〃	平成31年9月12日	午前10時から午前11時30分まで	旧伊野町農業協同組合八田支所
〃	〃	午後1時30分から午後2時30分まで	波川公民館
〃	平成31年9月17日	午前10時から午前11時45分まで及び 午後1時から午後3時まで	すこやかセンター伊野
〃	平成31年9月18日	午前10時から午前11時30分まで	〃
土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、いの町、仁淀川町、大月町、三原村	平成31年4月15日から同年12月13日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県工業技術センター

及び黒潮町			
-------	--	--	--

- 2 特定計量器の所在場所で行う定期検査
 (1) 特定計量器の種類
 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計
 (2) 検査対象区域
 土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、いの町、仁淀川町、大月町、三原村及び黒潮町
 (3) 検査年月日
 平成31年4月15日から同年12月13日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第78号
 計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成31年2月12日
 高知県知事 尾崎 正直
 指定の場所で行う定期検査
 特定計量器の種類 皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
室戸市、安芸市、南国市、須崎市、東洋町、奈良利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐	平成31年10月17日及び18日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県工業技術センター

町、大川村、中土佐町、佐川町、越知町、檜原町、日高村、津野町及び四万十町			
--------------------------------------	--	--	--

高知県告示第79号
 平成29年9月農林水産省告示第1374号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年2月12日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 (1)ア 登記簿記載の住所
 東京都中央区銀座三丁目7番12号
 イ 氏名
 王子緑化株式会社
 (2)ア 登記簿記載の住所
 長岡郡吉野村澤ケ内663・664・665合番地
 イ 氏名
 川口 音五郎
 (3)ア 登記簿記載の住所
 長岡郡本山町吉野424番地
 イ 氏名
 山下 重喜
 (4)ア 登記簿記載の住所
 土佐郡土佐町田井1501番地6
 イ 氏名
 澤田 鶴馬
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 昭和63年9月農林水産省告示第1418号
 (2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第80号

平成29年9月農林水産省告示第1375号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を香南市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
香美郡夜須町千切522番地
イ 氏名
高橋 愛彦
 - (2)ア 登記簿記載の住所
香川県高松市木太町1845番地2
イ 氏名
高橋 啓典
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成3年4月農林水産省告示第422号
 - (2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第81号

国土交通省国土地理院長から平成30年4月高知県告示第377号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成31年1月8日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成31年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第82号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成31年1月29日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成31年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
平成31年2月1日から同年3月25日まで

3 作業地域
長岡郡本山町北山

高知県告示第83号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成31年1月29日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成31年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
平成31年2月4日から同年3月25日まで
- 3 作業地域
長岡郡本山町北山

高知県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成31年2月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市窪津字下灘江見山1710番2から 土佐清水市窪津字下灘江見山1710番6まで	前	11.3 }	340
	後	10.8 }	
		96.5	

高知県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成31年2月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 岩目地西佐川停車場
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町加茂字芝ノ前1213番1から 高岡郡佐川町加茂字シボフリ1431番1まで	前	4.5 }	494
	後	4.5 }	
		28.6	

高知県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年2月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市窪津字下灘江見山1710番2から 土佐清水市窪津字下灘江見山1710番6まで	340	平成31年2月12日

高知県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年2月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩目地西佐川停車場
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長	供用開始年月日

	(メートル)	
高岡郡佐川町加茂字芝ノ前 1213番 1 から 高岡郡佐川町加茂字タトロ カ1337番 1 まで	297	平成31年 2月12 日

高知県告示第88号

昭和40年6月高知県告示第314号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成31年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

片島港海岸を次のように改める。

海岸名 宿毛湾港海岸

主管省 国土交通省

区域

高砂塩浜地区

1 基準点

宿毛市高砂5386番75地先に設けた点（基準^{ひょう}）を基準点1とする。

2 補助点

- (1) 基準点1を基準として海上に基3から基11までを設定する。
- (2) 基準点1を基準として陸側に基1、基2及び基12から基22までを設定する。
- (3) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。

- 基1 基準点1から方位角244度10分40秒2.484メートルの点
- 基2 基1から方位角209度06分05秒14.290メートルの点
- 基3 基2から方位角200度27分52秒39.943メートルの点
- 基4 基3から方位角249度01分06秒181.973メートルの点
- 基5 基4から方位角245度56分31秒149.124メートルの点
- 基6 基5から方位角233度39分16秒146.234メートルの点
- 基7 基6から方位角222度28分24秒106.734メートルの点
- 基8 基7から方位角200度41分27秒124.617メートルの点
- 基9 基8から方位角158度38分14秒194.250メートルの点
- 基10 基9から方位角192度24分16秒203.638メートルの点
- 基11 基10から方位角250度11分45秒17.680メートルの点
- 基12 基11から方位角333度22分37秒22.139メートルの点
- 基13 基12から方位角333度22分34秒30.000メートルの点
- 基14 基13から方位角349度50分25秒44.878メートルの点
- 基15 基14から方位角14度19分30秒102.606メートルの点
- 基16 基15から方位角346度36分42秒49.937メートルの点
- 基17 基16から方位角336度09分58秒166.275メートルの点
- 基18 基17から方位角15度23分33秒69.148メートルの点

- 基19 基18から方位角31度54分50秒174.348メートルの点
- 基20 基19から方位角9度18分11秒44.323メートルの点
- 基21 基20から方位角356度48分28秒100.279メートルの点
- 基22 基21から方位角69度00分00秒523.618メートルの点

3 区域

基3から基22まで、基1、基2及び基3の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

大島地区

1 基準点

宿毛市大島字内ノ浦1119番42地内に設けた点（基準^{ひょう}）を基準点1とする。

2 補助点

- (1) 基準点1を基準として海上に基13から基21までを設定する。
- (2) 基準点1を基準として陸側に基1から基12までを設定する。
- (3) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。

- 基1 基準点1から方位角153度46分57秒37.894メートルの点
- 基2 基1から方位角95度28分30秒47.814メートルの点
- 基3 基2から方位角136度03分18秒99.303メートルの点
- 基4 基3から方位角163度27分55秒74.165メートルの点
- 基5 基4から方位角184度25分10秒100.187メートルの点
- 基6 基5から方位角192度07分46秒111.650メートルの点
- 基7 基6から方位角131度06分28秒21.689メートルの点
- 基8 基7から方位角190度28分53秒11.242メートルの点
- 基9 基8から方位角226度53分41秒110.596メートルの点
- 基10 基9から方位角228度27分16秒257.245メートルの点
- 基11 基10から方位角261度43分46秒227.682メートルの点
- 基12 基11から方位角244度00分00秒153.502メートルの点
- 基13 基12から方位角143度24分57秒45.028メートルの点
- 基14 基13から方位角65度22分14秒119.752メートルの点
- 基15 基14から方位角78度46分25秒276.248メートルの点
- 基16 基15から方位角48度00分06秒428.209メートルの点
- 基17 基16から方位角4度11分47秒217.101メートルの点
- 基18 基17から方位角337度16分20秒121.275メートルの点
- 基19 基18から方位角319度12分21秒159.340メートルの点
- 基20 基19から方位角276度43分33秒97.586メートルの点
- 基21 基20から方位角250度11分38秒18.236メートルの点

3 区域

基13から基21まで、基準点1、基1から基12まで及び基13の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

片島地区

1 基準点

片島埋立護岸北西端（宿毛市片島713番地内）から10メー

ルの地点に設けた点（基準^{ひょう}）を基準点1とする。

2 補助点

- (1) 基準点1を基準として海上に基20から基31までを設定する。
- (2) 基準点1を基準として陸側に基1から基19まで、基32及び基33を設定する。
- (3) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。

- 基1 基準点1から方位角185度20分21秒110.475メートルの点
- 基2 基1から方位角108度54分57秒126.576メートルの点
- 基3 基2から方位角196度57分59秒344.341メートルの点
- 基4 基3から方位角203度11分42秒98.426メートルの点
- 基5 基4から方位角128度53分38秒60.766メートルの点
- 基6 基5から方位角52度21分58秒93.408メートルの点
- 基7 基6から方位角110度02分16秒66.954メートルの点
- 基8 基7から方位角89度49分14秒22.992メートルの点
- 基9 基8から方位角55度29分47秒47.001メートルの点
- 基10 基9から方位角143度10分19秒141.044メートルの点
- 基11 基10から方位角54度12分22秒84.807メートルの点
- 基12 基11から方位角110度42分44秒56.920メートルの点
- 基13 基12から方位角152度37分56秒79.748メートルの点
- 基14 基13から方位角200度59分25秒68.142メートルの点
- 基15 基14から方位角242度33分15秒57.397メートルの点
- 基16 基15から方位角204度02分52秒24.732メートルの点
- 基17 基16から方位角177度30分15秒76.543メートルの点
- 基18 基17から方位角220度21分33秒29.776メートルの点
- 基19 基18から方位角279度13分19秒40.042メートルの点
- 基20 基19から方位角279度13分17秒8.487メートルの点
- 基21 基20から方位角3度19分36秒115.567メートルの点
- 基22 基21から方位角53度05分53秒137.181メートルの点
- 基23 基22から方位角325度18分57秒56.775メートルの点
- 基24 基23から方位角236度10分20秒113.544メートルの点
- 基25 基24から方位角324度43分51秒125.349メートルの点
- 基26 基25から方位角233度54分35秒181.862メートルの点
- 基27 基26から方位角287度11分09秒199.791メートルの点
- 基28 基27から方位角18度50分54秒522.621メートルの点
- 基29 基28から方位角289度13分32秒121.996メートルの点
- 基30 基29から方位角359度25分05秒143.970メートルの点
- 基31 基30から方位角89度59分17秒240.741メートルの点
- 基32 基31から方位角89度59分17秒43.242メートルの点
- 基33 基32から方位角196度17分00秒25.015メートルの点

3 区域

基20から基33まで、基準点1、基1から基19まで及び基20の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

高知県告示第89号

昭和45年3月高知県告示第147号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成31年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

6を次のように改める。

6 新田海岸

(1) 基準点

宿毛市高砂5386番75地先に設けた点(基準^{びょう}紙)を基準点1とする。

(2) 補助点

ア 基準点1を基準として海上に基21から基27までを設定する。

イ 基準点1を基準として陸側に基1から基20までを設定する。

ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。

基1 基準点1から方位角214度05分58秒16.385メートルの点

基2 基1から方位角29度06分05秒14.290メートルの点

基3 基2から方位角28度34分30秒16.245メートルの点

基4 基3から方位角120度53分27秒4.714メートルの点

基5 基4から方位角32度01分18秒25.151メートルの点

基6 基5から方位角35度42分09秒26.269メートルの点

基7 基6から方位角38度44分22秒20.010メートルの点

基8 基7から方位角41度50分52秒20.009メートルの点

基9 基8から方位角45度12分02秒20.006メートルの点

基10 基9から方位角47度27分36秒20.000メートルの点

基11 基10から方位角52度03分05秒39.987メートルの点

基12 基11から方位角57度27分43秒39.964メートルの点

基13 基12から方位角340度01分27秒10.137メートルの点

基14 基13から方位角70度01分32秒144.424メートルの点

基15 基14から方位角93度28分33秒19.397メートルの点

基16 基15から方位角71度50分29秒175.902メートルの点

基17 基16から方位角71度59分58秒181.269メートルの点

基18 基17から方位角346度20分12秒17.844メートルの点

基19 基18から方位角79度29分44秒18.189メートルの点

基20 基19から方位角178度33分46秒32.575メートルの点

基21 基20から方位角251度56分53秒109.808メートルの点

基22 基21から方位角251度51分04秒260.708メートルの点

点

基23 基22から方位角252度43分03秒99.316メートルの点

点

基24 基23から方位角239度36分27秒105.378メートルの点

点

基25 基24から方位角226度53分10秒83.384メートルの点

点

基26 基25から方位角215度05分47秒74.118メートルの点

点

基27 基26から方位角208度32分25秒25.834メートルの点

点

(3) 区域

基21から基27まで、基1から基20まで及び基21の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平28・10・25	9882	目次	1	左 (21・22)	◎告示（海岸保全区域の <u>指定及び告示の 廃止</u> ）の一部改正	◎告示（海岸保全区域の <u>指定</u> ）の一部改 正
平30・3・20	10022	目次	1	左 (25・26)	◎告示（高知県漁業調整規則による漁業 の許可等の定数の定め）の一部改正	○告示（高知県漁業調整規則による漁業 の許可等の定数の定め）の一部改正
平30・8・14	号外32	◎規 則	21	左 (7)	第82条第1項	82条第1項
					第99条第1項	99条第1項
				左 (8)	第99条第1項	99条第1項
平30・9・11	10071	◎規 則	1	中 (45) 右 (1)	「 <u>書庫及び倉庫</u> 」を「 <u>書庫、倉庫</u> 及び外郭団体が使用する場所」	「 <u>及び倉庫</u> 」を「 <u>倉庫</u> 及び外郭団体が使用する場所」
平30・11・27	10092	◎選 挙管 理委 員会 告示	5	左 (30)	高知整形・脳外科病院	高知整形・ <u>脳神経外科病院</u>
平30・11・30	10093	○告 示	5	中 (30)	関係市役所及び <u>町村役場</u>	関係市役所及び <u>町役場</u>
		◎選 挙管 理委 員会 告示	7	左 (3)	<u>政党の支部</u> の支部報告書等	<u>政党</u> の支部報告書等
	号外47	◎選 挙管 理委 員会 告示	12	右 (1)	第6条関係	第9条関係
			13	左 (1)	第9条関係	第10条関係

平30・12・7	10094	◎告示	13	中 (17)	(3) 区域 基準点20、基20Aから基8Aまで、基8Bから基20B-1まで及び基準点20の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域	3 区域 基準点20、基20Aから基8Aまで、基8Bから基20B-1まで及び基準点20の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
平30・12・25	号外51	◎告示 議会 告示 教育 委員会 告示 警察 本部 告示	5	右 (27)	平成30年12月高知県告示第980号	平成30年12月高知県告示第988号
平31・1・4	10101	目次	1	左 (21)	◎正誤（平30・8・14付け 目次）	◎正誤（平30・8・14付け 告示）